

自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する
条例の制定に向けた取組について

1 条例制定の背景

- 身近な交通手段である自転車は、県民及び事業者等にとって重要な役割を果たしており、豊かで活力ある地域づくりのため、さらなる自転車の活用の推進を図っていく必要がある。

※自転車の活用による効果の事例

- ・自動車から自転車への交通転換による環境負荷の軽減
 - ・災害時における交通機能の維持
 - ・日常生活における自転車利用の推進による心身の健全な発達や健康・体力の保持増進
 - ・国を代表するサイクリングロードであるしまなみ海道サイクリングロードをはじめとした県内のサイクリングロードへの誘客による観光振興
 - ・新しい生活様式における、通勤、通学等への自転車利用による感染症防止対策
- 一方で、自転車に係る交通事故の発生は、県民の安全な生活の妨げにつながることから、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりのため、自転車の安全で適正な利用を併せて推進していく必要がある。

2 条例制定のねらい

- 県、市町、県民等が連携、協力し、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を図る。